



第3章

合併の経緯

1. 合併への機運（任意協議会発足までの経緯）

期 日	実 施 事 業 等	内 容
平成12年3月	県より 合併枠組みのたたき台提案	合併の枠組み検討たたき台として、県が、鹿本郡市1市5町と、これに玉名郡三加和町を加えた二つの枠組みを提案。
6月	近未来行政研究会設置	1市5町の首長で構成し、地方行政を巡る環境変化に対応するための市町村運営のあり方等について、市町村合併も選択肢の一つとして検討を行った。（県鹿本地域振興局主催）
平成13年8月	山鹿鹿本地域行政問題検討会の設置	1市5町の首長で構成し、「近未来行政研究会」での検討結果を踏まえ、将来の財政見通し等に関する専門的な検討を行った。（県鹿本地域振興局主催）
平成14年2月	山鹿・鹿本地域市町村合併シンポジウム	各首長、議員、住民、関係機関等 約800人参加。合併への関心、必要性が高まった。（県鹿本地域振興局主催）
3月	山鹿鹿本地域合併問題検討会の発足	1市5町の首長及び議会議長を構成員として設置され、市町村合併に対する取組みのあり方及び任意協議会を設置する場合の枠組み等について、検討・協議を行った。
5月	山鹿鹿本地域合併問題検討会の解散	1市5町による任意協議会設置は辞退という植木町の表明により検討会を解散。
6月～	住民説明会及び住民意向の把握	植木町を除く各1市4町で住民説明会を開催し、市町村合併に関する住民への情報提供を行う一方、住民アンケート等により住民の意向把握を行った。
8月	鹿本地域合併任意協議会設立	こうした取組みの結果、1市4町による任意協議会の設置の機運が高まり、平成14年8月に任意協議会を設置し、市町村合併にかかる重要事項について具体的な協議を開始するに至った。

2. 合併までのあゆみ

本地域の合併を巡る動きは、県が、市町村の自主的な取り組みを支援する観点から、各地域で議論が活発に行われるよう情報提供活動を行い、「たたき台」として平成12年3月に鹿本郡市が一体となったケースと、これに玉名郡三加和町を加えたケース二つの枠組みを提示したことにより始まりました。

しかしながら、当時は「たたき台」といえども反発があり、一部には合併を進めるべきとの意見が見られたものの、積極的な合併推進の姿勢には程遠いものでした。ただし、合併に関する勉強自体は否定されるべきでないとの判断から、同年6月に県鹿本地域振興局が主催し各首長による構成の「近未来行政問題研究会」が設置されました。

その後、平成13年8月に「山鹿鹿本地域行政問題検討会」、平成14年3月には、首長・議長の構成による「山鹿鹿本地域合併問題検討会」の設置により検討を深め、その過程で地域の将来を見据えた合併に対する真剣な議論の必要性が自覚され、これと連動して、各市町議会に特別委員会が設置されるなど、合併問題への取組みは極めて重要な課題となりました。

当時の合併特例法は平成17年3月末までに合併を行う市町村に各種特例措置を適用するとしていました。このため、法定協議会に先立つ任意協議会設置の判断は平成14年6月までに行う必要があるとの共通認識から、平成14年春以降、枠組みに関する論議が本格化しました。

各市町が住民説明会などを通じて住民への説明と意向把握を行った結果、同年5月、植木町は「住民の支持を得られない」ということで郡市一体となった枠組みからの離脱を表明しました。従って、残る1市4町で広域的な合併に向けた取組みを進めるか否かが焦点となりました。

同年6・7月、住民説明会及び意向調査を行い、様々な意見が出されたものの概ねの理解が得られたものとして、同年8月に首長及び正副議長の構成による「鹿本地域合併任意協議会」を発足させることが決定し、1市4町は正式に合併協議のテーブルにつくこととなりました。

任意協議会では、合併の可否の大きな判断材料となる新市の政策ビジョンや周辺部沈滞への懸念解消が主要なテーマとして話し合われました。同時に、対等合併であることを踏まえ、合併協議は『互譲の精神』によって進められる必要があることが参加者の間で痛感され、その後も合併協議の基本理念として堅持されることとなりました。発足から三ヶ月という短い期間での協議成果をもとに、集落単位での住民説明会が精力的に開催され、各市町とも「合併は避けて通れないもの」という住民大半の同意をもって、平成15年1月、住民代表等を加えた法に基づく「鹿本地域合併協議会」を設置し、合併を前提とした協議が開始されました。

合併協議を進めるに当たっては、住民の理解を得つつ進めることが重要であることから、毎月全世帯に協議会広報誌を配布するほか、協議内容については、各市町で事前検討を行い、協議会での決定は次回以降かつ全会一致で行うことなどの工夫がなされました。また、特に住民の関心の強い新市の名称、議員の身分の取扱い、新市の事務所位置の問題については、協議会に小委員会を設置し、慎重審議を尽くすこととされました。

その中で、議員の身分の取扱いは、早い段階で、合併特例法に基づく特例措置は活用せず、法定定数により設置選挙を行うことが決定されました。当時、在任特例を活用する事例がほとんどであった中で、新市の財政や住民感情を踏まえたこの判断は住民の多くに支持され、合併の実現に大きく寄与するものとなりました。新市の名称及び事務所位置については、意見が分かれ、検討・協議が難航しましたが、合併を実現させることを最優先に、『互譲の精神』が最もよく発揮されました。

なお、平成16年1月に鹿北町で合併の可否に関する住民投票条例制定の本請求が一部住民から提出されましたが、同年2月同町議会は否決し、鹿北町での合併を巡る交錯した動きに終止符が打たれました。

法定協議会は、発足以来平成16年12月まで約2年の間に25回の協議を重ね、すべての合併協定項目及び各報告事項に関する協議を終えました。この間、平成16年6月に合併調印式及び各市町議会における廃置分合（合併）議案等の議決、同年7月に県知事への廃置分合（合併）申請を行い、同年9月に県知事決定、同年11月に総務大臣告示を受け、平成17年1月15日、新たな「山鹿市」が発足しました。

3. 新市発足までの主な流れ

